

尾道市高齢者福祉計画及び第１０期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

１ 委託業務名 尾道市高齢者福祉計画及び第１０期介護保険事業計画策定支援業務

２ 業務の目的

尾道市高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画の計画期間（以下「第９期計画」という。）が令和８年度で終了することから、令和９年度を計画の初年度とする「尾道市高齢者福祉計画及び第１０期介護保険事業計画（以下「第１０期計画」という。）」の策定にあたり、市内高齢者の状況やニーズを調査するため高齢者を対象としてアンケートを実施するとともに、第１０期計画策定に向けた課題分析等計画策定支援を行うもの。

３ 委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４ 業務の内容

《令和７年度事業》

尾道市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び尾道市在宅介護実態調査業務

（１）高齢者アンケート調査の実施支援

次の２件の高齢者向けアンケートを実施する。

調査の名称	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	②在宅介護実態調査
調査対象者	要介護１～５の認定を受けていない高齢者。 総数：５，４００人	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている人であって、在宅介護実態調査中に認定調査の対象となる人。 各日常生活圏域で１００人（７圏域） ※回答総数が１００人に達するまで実施。 総数：７００人
調査の方法	郵送配布、郵送回収	発送・回収作業は市が行うことを想定。
調査の主たる目的	・市全域、日常生活圏域ごとの地域課題等を把握する。 ・第１０期計画策定のための基礎資料とする。	・在宅サービスの利用者及びその家族等介護者の現状及びニーズ等を把握する。 ・第１０期計画策定のための基礎資料とする。
調査項目	国の示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本とし、本市独自の調査項目を加えたものとする。	国の示す「在宅介護実態調査」を基本とする。
実施時期	令和７年１１月上旬（予定）	令和７年１２月～令和８年１月（予定）

調査票の印刷・製本	A4 版、16 頁程度、一色刷（※色上質薄口紙：白色）、中綴じ	協力依頼書（A4 版 1 枚※色上質薄口紙：白色）、実施の手引き（A4 版 4 ページ程度※色上質薄口紙：白色）、本人・家族への依頼書（A4 版 1 枚※色上質薄口紙：浅黄色）、在宅介護実態調査票（A4 版 12 頁程度で日常生活圏域一覧表を含む※色上質薄口紙：白色）
封入・封緘	調査票の封入・封緘	—
調査票の発送・回収	対象者の宛名は発注者において準備し、宛名シールにより提供する。 発送にかかる費用は受注者の負担とする。	発送・回収作業は市が行うことを想定。
調査データ入力・集計	受託者においてデータ化すること。 データ化にあたっては、地域包括ケア「見える化」システムに対応したレイアウトに従うこと。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査データ送信用ファイル入力仕様書のレイアウトに則ること。	調査結果を厚生労働省から提供されるエクセルシートに入力すること。
調査結果の抽出・分析	調査結果について、多面的な視点から分析できるよう、設問ごとのグラフや表、クロス集計等を作成すること。 地域診断支援情報送信ソフトを使用し、調査結果データを地域包括ケア「見える化」システムで、地域データの経年比較や他地域のデータとの地域間比較を行うこと。 日常生活圏域（7 圏域）ごとの課題等を分析した上で、第 10 期計画の方向性に対し、助言・提案を行うこと。	調査結果と認定データを関連付けし、分析を行うこと。

《令和 8 年度事業》

尾道市介護サービス事業所調査業務

（１）介護サービス事業所へのアンケート調査の実施支援

次の介護サービス事業所向けアンケートを実施する。

調査の名称	介護サービス事業所調査（利用者の状況、人材確保など）
調査対象者	施設・居住系サービス各事業所（約 72 施設）
調査の方法	電子メールもしくはインターネットを使用したアンケート （市が実施・回収することを想定。）
調査項目	10 問程度（想定）

実施時期	令和 8 年 5 月上旬（予定）
調査作成支援	調査票の作成支援（設問設定） 市の独自設定とし、国からの参考提示等があれば適宜参考とする。
調査票の発送・回収	発送・回収作業は市が行うことを想定。
調査データ入力・集計	受託者においてデータ化すること。
調査結果の抽出・分析	調査結果について、集計し分析（課題抽出）すること。

第 10 期計画策定業務

本市における課題を把握するとともに、地域特性に沿った計画とすること。

なお、計画策定にあたっては、関係法令及び国や県が示す方針を踏まえ、関係する国や県、市の上位計画等と整合を図り、実効性のあるものとする。

（１）第 9 期計画の検証

実績及び進捗状況把握

（２）現状把握

統計的把握、上位計画及び関連計画の動向調査、施策の実態把握

（３）事業（介護保険料）推計

人口統計、サービス事業量推計、介護保険料シミュレーション

（４）医療・介護・福祉関係者ヒアリング調査支援

地域包括支援センター・介護事業所等ヒアリング時に同席し、議事録を作成
（ヒアリング：市内 7 圏域毎に実施し 3 日間を予定。）

（５）計画関連作業

超高齢化対策についての調査・研究および計画策定支援

（６）計画骨子案及び計画書の作成

令和 7・8 年度に実施するアンケートの分析結果及び国が示す方針等を踏まえた計画書とし、県や本市の各関連計画との整合を図りつつ市の特徴を捉えた独自性のある計画書とすること。また、成年後見制度利用促進基本計画、認知症施策推進計画を一体的に策定すること。

（７）委員会の運営支援

計画案等を検討する「尾道市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会」への出席（5 回程度）、必要資料の作成、進行・説明の支援、議事録作成、情報公開の支援、委員会における課題の検討・整理

（８）パブリックコメントの実施支援

計画案について、市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施する。受託者は、パブリックコメント用の計画案原稿を作成するとともに、寄せられた意見書等における回答案の作成及び計画案の修正等、パブリックコメントの実施に関する支援を行うこと。

(9) 本事業に関する全国的な動きの情報収集・状況報告（関連計画及び関連例規）

情報の有無にかかわらず、月1回以上、定期的に状況報告を行うこと。

状況報告はオンライン又は電子メールによるものでも可とする。本計画では、全国の幅広い事例や同等規模の取組内容を参考にする場合があるため、下記の内容について、具体的に支援すること。

ア 全国担当課長会議が開催される都度、会議内容を要約したレポートを提出すること。

イ 全国の地方公共団体で実施している本業務に関する施策・事例集を、業務期間中、毎月提示すること。

ウ 本計画に関連する法律の改正に伴い、本市例規（条例、規定・要綱等）を改正する必要がある場合は、改正ごとにポイントをまとめた解説及びモデル案を提示すること。

5 成果品の納品

受託者は、次に掲げる成果品を納品すること。

《令和7年度事業の成果品（納品場所：尾道市福祉保健部高齢者福祉課）》

成果品名称	納品期日
・尾道市高齢者実態調査単純集計結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）（データ）数量1 ・尾道市高齢者実態調査報告書（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）（10部） A4版、1色刷	令和7年度中
・尾道市高齢者実態調査クロス集計結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）（データ）数量1 ・尾道市高齢者実態調査報告書（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）（10部） A4版、1色刷	令和7年度中
・地域包括ケア「見える化」システムの「日常生活圏域ニーズ調査設計情報登録機能」を用いて調査結果を登録する際に必要なデータ 数量1	令和7年度中

《令和8年度事業の成果品（納品場所：尾道市福祉保健部高齢者福祉課）》

・尾道市介護サービス事業所調査集計結果（データ）数量1 ・尾道市介護サービス事業所調査結果報告書（5部）	令和8年7月中旬
尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画（本編） A4版、140頁程度、4色刷、あじろとじ製本、見返し有り、表紙：マットコート135k、片面フルカラー、本文：マットコート70k、両面フルカラー	令和9年3月15日

1, 000部 集計結果を含む全データを同時納品すること(ワード又はエクセルデータ、PDF)	
尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画(概要版) A4版、8頁程度、4色刷、観音折り、マットコート110k、 両面フルカラー 1, 000部 データを同時納品すること(PDF)	令和9年3月15日

6 業務担当者

- (1) 「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を含む福祉に関する計画作成実績が豊富な者を担当者とする。
- (2) 本業務は、発注者と頻繁に打合せ(協議)が行えるよう調整すること。なお、打合せはオンラインによる出席でも可とする。
- (3) 実際に担当している研究員が打合せに出席すること。打合せ回数は契約期間中、2週間に1回程度とし、打合せ(協議)記録を作成すること。
- (4) 業務は、すべて受注者の自社スタッフで行うこととし、他の業者に再委託してはならない。(但し、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。)

7 その他

- (1) 策定内容及びスケジュールとその進行管理については、事前に発注者と十分協議すること。
- (2) 業務実施にあたっては、業務に精通した責任者を配置し、全体の掌握・監督にあたらせること。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た情報や業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (4) その他、本仕様書に明記されていない事項については、双方協議の上決定する。